

日本労働年鑑 第58集 1988年版  
The Labour Year Book of Japan 1988

第四部 労働組合と政治・社会運動

III 政党の動向

5 民社党

4 政策・方針

四つの柱の八七年度運動方針

第三二回大会で決定された八七年度運動方針は、「一、再生へ向けての前進、二、本年度の党活動の重点、三、行動する党への大胆な党改革、四、統一地方選挙勝利と総選挙必勝体制の確立」の四本の柱からなっている。

同日選敗北の痛手からの再生をめざした第一の柱では、(1)選挙結果と政治情勢、(2)自民党政治の限界と民社党の使命が解明されているが、このなかでは、中曽根内閣との対決姿勢が明確にされていること、社会党との関係では、(1)自民党政治の暴走をチェックするため、必要に応じて協調していくとしつつ、同時に(2)外交・防衛・原発・行革などにみられる非現実的な政策の転換を呼びかけていくとの方針を打ち出したこと、民社党の政治的役割として、(1)国民が安心できる政権交代の体制づくり、(2)自民党の暴走をチェックすること、(3)官僚政治の現状を打破し、徹底して行革を推進する、という三点を提起していることなどが注目される。

また、八七年度の運動課題を明らかにした第二の柱では、(1)大型間接税(売上税)阻止と減税実現、(2)円高不況から雇用・産業・地域を守る国民運動の推進、(3)食糧と土地の改革を求める運動の展開、(4)平和と国際協力への努力の四つがあげられ、第三の柱では、前年同様五つの党改革目標の達成が強調され、「今度こそ、地域と生活の場に根ざした行動する党づくりに全力を傾注する」と力説されている。

なお、運動方針のなかで、中曽根内閣と他の野党に言及した部分はずぎのとおりである。

【民社党八七年度運動方針(部分)】

中曽根首相は、自・社による「五五年体制」から自民一党支配をめざす「八六年体制」を豪語し、われわれ中道の支持基盤まで侵蝕しようとしているが、いまこそわれわれは、これをはね返す転機にしなければならない。

われわれは、これまで野党といえども、国家と国民に責任を負わなければならないとの見地から、責任野党路線に立ち、行政改革、国鉄改革、教育改革、増税なき財政再建などで、むしろ政府を叱咤してきた。

しかしいまや、中曽根内閣が、選挙公約を公然と破り、国民生活破壊の増税路線を強行せんとする以上、われわれは、中曽根内閣を「公約違反内閣」と断じ、重大な決意

と最大級の運動をもって、その粉碎をはからなければならない状況となった。

われわれはこのような決意と方針に立って、売上税粉碎のために、中曽根内閣と対決していくものである。

一方、野党の状況は、社会党と公明党が首脳人事を一新したが、これによって、両党の基本的な政策や路線が大きく変化する兆しはない。われわれは、これまでとってきた基本方針にもとづき、中道各党とわが党とのこれまでの友好関係を堅持する。また社会党とは、自民党政治の暴走をチェックするため、必要に応じて協調していくものである。同時に、社会党に対し、外交、防衛、原発、行革などにみられる非現実的な政策の転換を呼びかけていく。

## 八七年度政策大綱

第三二回大会で決定された八七年度政策大綱は、緊急提言として、(1)円高時代に対応した内需主導の経済政策、(2)大型間接税導入阻止・公平な税制の確立、(3)雇用の積極的開発、(4)福祉社会の実現、(5)地方の健全な発展という四つの課題をかかげ、当面する重要政策として一三の項目を明らかにしている。

経済政策については、売上税創設にあらためて反対を表明しつつ、財政再建を一時棚上げして「積極的経済・財政運営へ大転換すること」を強く求めた。

農業・土地政策では、三大都市圏の農地の宅地並み課税について、生産緑地制度の対象となる農地を除き、五年後には納税猶予制度を廃止すべきだと主張するなど、従来の政策の見直しを求め、都市サラリーマン層を重視する方向を打ち出している。

「防衛秘密法(スパイ防止法)の問題」については、現状は「様々な面で不備がある」として新規立法に基本的に賛成の態度を示しつつも、「国民の自由や人権に十分配慮する」など三原則を示し、「この原則に反する立法には反対する」としている。また、防衛費のGNP比一%枠についても、「政府が一%枠を守るため本当に真剣な努力を尽くしたかどうか」と疑問を投げかけながら、「憲法の平和主義や専守防衛の原則、またシビリアン・コントロールの原則など」の定性的歯止めの維持等四項目を内容とする「新たな歯止め」をあらためて提唱している(「政策大綱」全文は、『政策と討論』二月～四月号に掲載されている)。

## 行動綱領の策定

八五年四月の第三〇回党大会は、「綱領の精神を深め、それを補完し、新しい政治目標を設定するための行動綱領委員会」の設置を決定した。この決定にもとづいて、その後大内書記長を責任者として同委員会が設置され、検討が進められてきた。こうして、八六年四月の第三一回大会には中間報告として行動綱領草案が提案されるにいたった。草案として大会での承認を経た後、下部討議にかけられてきたが、大筋は動かさずに、(1)経済情勢をよりきびしく記述する、(2)土地・農業問題の改革を強調する、などの点を手直したうえで最終案が第三二回大会に提案され、承認された(行動綱領の内容の概略と目次[「五、国民の皆さんへ」]が削除された以外、変わっていない)については、本年鑑第五七集四四八～四四九ページを参照)。

## その他の政策・見解

以上のほか、民社党が過去一年間に発表した主な政策・見解としては次のようなものがある。なお、そのすべては『政策と討論』に掲載されている。

(1)昭和六二年度予算編成に対する提言、(2)二一世紀に向けての「学習社会」建設の提唱、(3)「産

業構造転換円滑化法(仮称)」制定の提唱(以上、一月号)、(4)防衛費の新たな歯止めに対する大内書記長談話(二月号)、(5)「土地臨調の創設と緊急地価対策」の提唱(四月号)、(6)中曽根総理の訪米に対する要求、(7)ソ連共産党中央委員会宛書簡(以上、五月号)、(8)「非常事態」から脱却するための総合的内需拡大の提唱、(9)ベネチア・サミットに対する申し入れ(以上、六月号)、(10)新行革審答申に対する米沢政審会長談話(七月号)、(11)昭和六三年度予算概算要求基準の閣議決定に対する米沢政審会長談話(八月号)、(12)「当面する土地政策」の提唱、(13)生活先進国をめざして(中間報告)——二一世紀への改革目標——(以上、一〇月号)、(14)土地対策に関する申し入れ、(15)日本の産業と雇用を守る国民運動中間報告(以上、一一月号)、(16)昭和六三年度予算編成に対する提言(一二月号)。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---